



第 11 回 消費税

(グラフ)

会計と経営のブラッシュアップ
平成 26 年 6 月 9 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、消費税法とその通達及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。
(図解消費税平成 23 年度版 木村長一著 平成 23 年 11 月大蔵財務協会刊)
(消費税法の考え方・読み方 大島隆夫、木村剛志著 平成 22 年 10 月税務経理協会刊)
(例解実務ガイド消費税法 上杉秀文著 平成 21 年 1 月税務研究会刊)

I 消費税の概要

1. 基本的な仕組み

	RH
(1) 国内におけるすべての財貨、サービスの販売、提供に課税する	○
(2) 税の累積を排除するために仕入税額控除を行う	○
(3) 最終的に消費者が負担することを予定されている	○

2. 課税の対象

条 文 (法 5①) (法 30①、法 2①八、九)	説 明	RH
(1) 国内において行われる取引		○
(2) 事業者が事業として行う取引	(2)～(4)を満たさないものは不課税取引	○
(3) 対価を得て行う取引		○
(4) 資産の譲渡、貸付け又は役務の提供		○
(5) 非課税でないもの	(5)を満たさないものは非課税取引となる	○

3. 非課税

4. 輸出免税

本レジュメはブラッシュアップ日毎にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

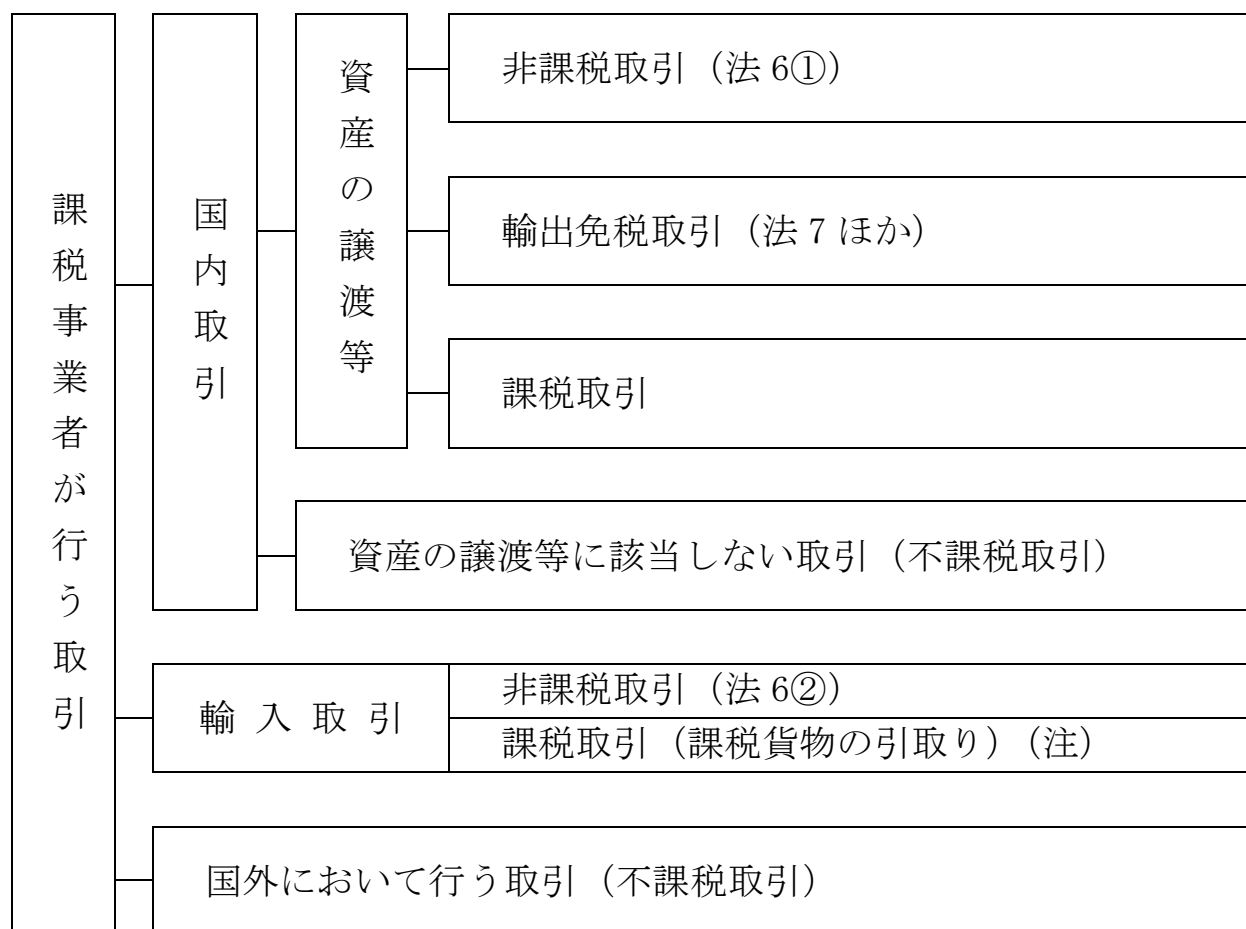
5. 納税義務者

6. 小規模事業者に係る納税義務の免除

7. 基準期間

8. 納税地

9. 課税期間



(注)課税貨物の引取りについては、事業者であるかどうかを問わず課税される。

10. 対応関係

(課税の対象)

消費税は、国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に対して課税される（法 5①）とし、課税資産の譲渡とは、事業として対価を得て行われる課税資産の譲渡と定められている。（法 2⑧⑨）

(課税仕入)

また課税仕入は、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（法 2⑫）とされている。

すなわち、課税の対象（課税売上）と課税仕入には対応関係があるという意味が明瞭である。

Ⅱ 課税の対象

1. 課税対象の取引(法 2①八、九②、4①、令 2③)

- (1) 国内取引か
- (2) 事業者が事業として行ったものか
- (3) 対価を得て行う取引か
- (4) 資産の譲渡、貸付又は役務の提供か
- (5) 給与等でない
- (6) 非課税取引でない
- (7) 免税取引でない

2. 対価を得て行うもの (事業といふは対価を得て行う取引)

無償のものでない(基通 5-1-2)、事業といふは、対価を得て行う取引

3. 資産の譲渡等

資産につき、その同一性を保持しつつ、他人に移転させること(基通 5-2-1) 従って、権利の消滅、価値の減少は資産の譲渡に該当しない。

4. 役務の提供の意義

請負工事、修繕その他種類のサービスの提供

5. 非課税取引

- (1) 消費税の性格から非課税
 - ① 土地の譲渡、貸付
 - ② 有価証券、支払手段の譲渡
 - ③ 利子、保証料、保険料
- (2) 社会政策的な配慮からの非課税
 - ① 医療
 - ② 社会福祉事業
 - ③ 学校の授業料
 - ④ 住宅の貸付

6. 輸出免税

7. 資産の譲渡の譲渡時期

8. 課税売上げ等の消費税額の計算

(1) 課税標準

譲渡の対価の額、対価の額とは時価ではない。

(2) 対価の額に含まれないもの

対価の額に課されるべき消費税額、地方消費税額は含まれない。(法 28 ①)

(3) 資産の貸付けに伴う共益費(基通 10-1-14)

建物貸付けの共益費は、資産の貸付の対価に含まれる。
(特例)メーター取付計算は預り金、立替金とできる。

(4) 印紙税等に充てられるための受取る金銭等

登録免許税、自動車税等が明示されている場合は課税資産の譲渡にならない。

(5) 個別消費税(基通 10-1-11)

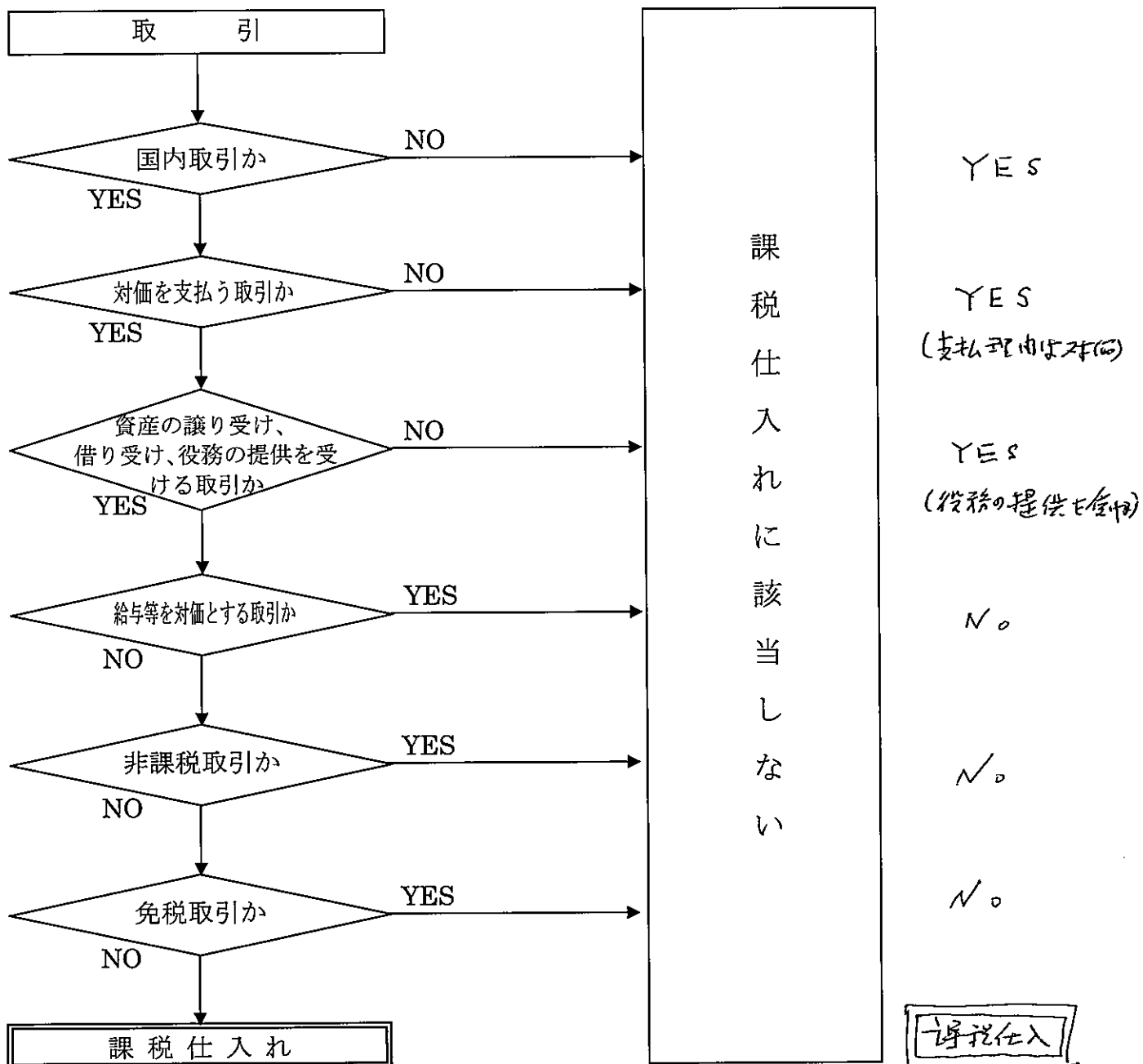
- ① 酒税、たばこ税、揮発油税等は譲渡の対価の額に含まれる。(別計算とされていないためか?)
- ② 軽油取引税、ゴルフ場利用税等は譲渡の対価に含まれない。(別計算とされているからか?)

Ⅲ 税額控除

1. 仕入税額控除

消費税では、税の累積を排除する観点から、前段階の税額を控除する仕入税額控除制度が設けられている。

2. 課税仕入の判定(法2①十二)



3. 対価性の判定について

区分	取扱い		課税仕入れの可否	R/H	
	形態				
会費等 組合費等 (基通 11-2-6 基通 5-5-3)	その同業者団体、組合等において、団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用を賄い、それによって団体の存立を図るいわゆる通常会費		否	△	
	対価性の有無の判定が困難なもの	同業者団体等の処理 <ul style="list-style-type: none"> 課税資産の譲渡等以外 課税資産の譲渡等 	可	可	
入会金 (基通 11-2-6 基通 11-2-7 基通 5-5-4 基通 5-5-5)	ゴルフクラブ等その他レジャー施設を会員に利用させることを目的とする入会金(退会等に際し返還されないものに限ります。)		可	-	
	対価性の有無の判定が困難なもの	同業者団体等の処理 <ul style="list-style-type: none"> 課税資産の譲渡 課税資産の譲渡等以外 	否	-	
公共的施設の負担等(専用側線利用権等の権利の設定等に係る対価を除きます。) (基通 11-2-8 基通 5-5-6)	国、地方公共団体又は同業者団体等の処理		課税資産の譲渡等	可	-
			課税資産の譲渡等以外	否	-

4. 仕入税額控除

- (1) 個別対応方式
- (2) 一括比例配分方式

5. 仕入税額控除の調整

- (1) 対価の返還
- (2) 課税売上割合の著しい変動
- (3) 棚卸資産に係る計算
- (4) 売上げに係る対価の返還等
- (5) 貸倒れに係る消費税額控除

6. 簡易課税制度

7. 非課税売上に対応する課税仕入の消費税

消費税は、課税資産の譲渡等を対象として課税することから、その課税資産の譲渡等に対応する部分の消費税を控除の対象として、非課税売上に対応する課税仕入れ部分の消費税等は、消費税として転嫁するのではなく、その非課税売上に要するコストの一部となる。

例えば、預貯金等の利息を非課税としていることにより、事業者には、何らかの非課税売上が発生することが通常となる。これらについて個別対応で課税仕入に係る消費税を計算させることは事務の煩雑ということで、従来は課税売上割合が95%以上の場合には、非課税部分の消費税の計算は行わないでよいものとされていた。

8. 課税売上 — 仕入の対応関係

(H26.06.07)

(H26.06.05)

消費税とは、売上に係る消費税額から、課税仕入等に係る消費税額を控除することにより、その事業者の付加価値額に対応する部分の消費税額を計算し、申告納付する仕組みをとっている。

(課税の対象、課税標準)

消費税は、国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に対して課税される（法 5①）とし、課税標準は、課税資産の譲渡の対価の額とするとされている（法 28）

課税資産の譲渡とは、事業として対価を得て行われる課税資産の譲渡と定められている。（法 2⑧⑨）

(課税仕入)

また課税仕入は、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（法 2⑫）とされている。

すなわち、課税の対象（課税売上）と課税仕入には対応関係があるという意味が明瞭である。

このような対応になることの課税売上からの説明

課税売上対応 — 仕入税額控除

非課税売上対応 — 仕入控除不可

不課税売上対応 — 仕入控除不可

都市開発からの共同管理費収入対応 — どこへ支払っても仕入控除可

管理組合であろうが、収入としたものと対応する経費の支払であり、区分所有者は非課税業者、不課税団体でもなく、課税売上業者である。

9. 原告(区分所有者)には共同管理費の支払義務がある。

↓

(H26.06.05)

従って、管理組合に支払

このような支払の場合に、
どういう支払が課税仕入れにならないと定めてあるか②

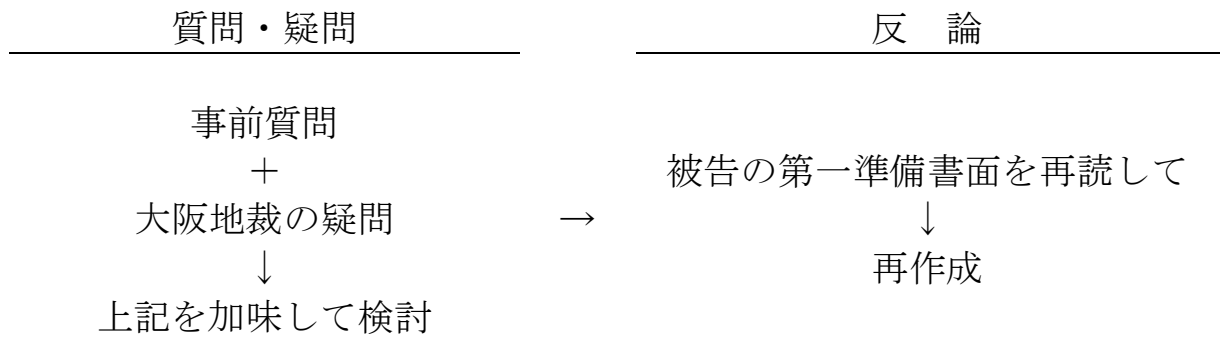
そんな規定は見当たらない。
消 2①十二に該当すれば単純に仕入控除できるだけである。

H24.9.24 大阪地裁判決は、

「本件各管理費の支払義務を負うものであり、本件各管理組合の管理行為と引換えに本件各管理費を支払っているものでもない。そうすると、原告は、本件各管理費を支払っているものでもない。」と言うが、区分所有者の支払について、こんなことは関係ない。

10. 反論の組み立て

(H26.06.05)



そして 作成 → 関根先生 → 6/13の準備

11. 大阪地裁と本件との異動

12. 対価性のない取引

(H26.06.05)

資産の譲渡等の**反対給付に該当しない金銭の受領**は、対価として受取るものではなく、消費税の課税の対象とはならない。

これは管理組合側の話であり、久茂地都市開発から**共同管理費(相当額)**を受領し、それを**共同管理費**として管理組合に支払っている原告(区分所有者)のことを言っているのではない。

対価性のない取引は、以下のもの等が列挙されているのみで、共同管理費はその中にはない。

- ① 保険金、共済金(基通 5-2-4)
- ② 剰余金の配当等(基通 5-2-8)
- ③ 損害賠償金(基通 5-2-5)
- ④ 寄附金、祝金、見舞金等(基通 5-2-14)
- ⑤ 補助金、奨励金、助成金等(基通 5-2-15)

13. 管理組合への支払と上記の違い

上記は管理組合側を言っており、支払側(原告、区分所有者)とは関係がない。

14. 仕入税額の控除

(H26.06.05)

消費税は課税資産の譲渡等を対象として課税することからその課税資産の譲渡等に対応する課税仕入れ部分の消費税を控除の対象とし、非課税売上に対応する課税仕入れについての消費税は控除の対象としない。

課税売上対応 — 仕入税額控除
 非課税売上対応 — 仕入控除不可
 不課税売上対応 — 仕入控除不可
 都市開発からの共同管理費収入対応 — どこへ支払っても仕入控除可

管理組合であろうが、収入としたものと対応する経費の支払であり、区分所有者は非課税業者、不課税団体でもなく、課税売上業者である。

受取った共同管理費は課税売上としており、課税売上に対応する消費税を仕入控除の対象としている。

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から課税資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう(法 2①十二)。

免税事業者又は消費者からの仕入れ

課税仕入れは、「当該他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務を提供したとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもの」であるから、免税事業者や消費者は課税資産の譲渡等を行っても課税の対象とはならないが、これらの者が事業として行くと課税資産の譲渡等に該当するものは、これを購入等する事業者においてはその購入等は課税仕入れに該当するものとなる(基通 11-1-3)。

従って、仮に組合が不課税業者、免税業者であっても仕入控除はできる。

15. マンション管理組合

被告の主張

(2) なお、区分所有の対象となる建物のうち、居住用建物(マンション)は全国に多数存在するところ、一般に、マンションの管理組合が各区分所有者から收受する共用部分の管理費用は、消費税法上、不課税とされている(国税庁ホームページ・マンション管理組合の課税関係、乙第7号証)。

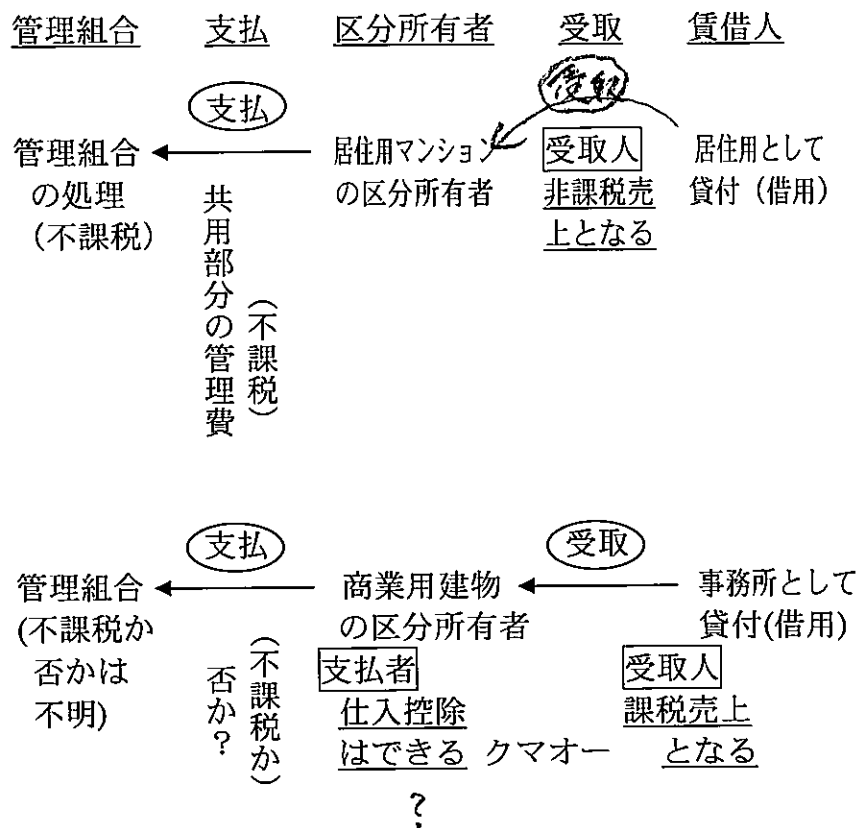
本件建物は商業用建物であるが、区分所有法の適用を受け、本件区分所有者が本件管理組合を構成し、本件管理規約及び本件取扱規則に基づいて管理費を取り扱うこととしているのであるから、区分所有の対象であるマンションの場合と同様に、本件共同管理費1も、消費税法上、不課税取引に当たると解すべきである。

反論

左記の記述は、本件管理組合が消費税法上の事業者であっても共同管理費の受取りは不課税売上に当たるとの解説であると考えられる。その正否は不知であるが、本件訴訟において問題としているのは共同管理費を受取る管理組合ではなく、区分所有者たる原告が管理組合に対して負担した共同管理費が課税仕入れに当たるか否かということである。

事業者が、共同管理費等の費用を負担して課税仕入れとするとき、その相手方は必ずしも問わないことになっている。例えば、その相手方が免税事業者(小規模事業者、個人など)等への支払いは仕入控除が制限されていない。

消費税法上において、取引の相手方は他の者として規定されておらず、特に管理組合を除くとはされていない。



16. 仕入税額控除の原則

当時、国税庁長官官房国税庁監察官として消費税の創設・導入に携わった木村剛志氏が大島隆夫氏（税理士、元国税不服審判所次長）と対談方式で著した「消費税法の考え方・読み方（五訂版 平成 22 年 10 月 1 日税務経理協会発行）」において、消費税法の仕入に係る消費税額の控除（法 30①）について、「…前段階控除制度が消費税あるいは付加価値税の生命だといってもいいでしょう…製造とか小売とかというようなある特定の段階でなく、すべての段階の取引に対して課税されるわけです。（251 頁）」と述べ、課税仕入の範囲について、「事業者が、免税事業者あるいは消費者から課税財産の譲渡を受けた場合であっても、仮にその課税財産の譲渡等を事業者が行ったとした場合に課税されるものであれば、課税仕入に該当することになります。法 2 条 1 項 12 項に「課税仕入れ」という用語の定義があって、…免税業者や事業者でない者など、課税されていない者からの仕入れであっても、仕入れた方にとっては「課税仕入れ」ということになるわけです（256 頁）」、と仕入控除の原則的なことの解説を行っている。

IV 国、地方公共団体等の特例

1. 消費税の本質

消費税は、国内において資産の譲渡を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、公益法人等においても、国内において課税資産の譲渡等を行う限り、当然に消費税の納税義務者となる。

2. 国等に対する特例

- (1) 事業単位についての特例（法 60①）
- (2) 資産の譲渡の時期の特例（法 60②、令 73）
- (3) 仕入控除についての特例（法 60⑥）

3. 法 60 条 4 項（仕入税額控除の制限）

特定収入による課税仕入れについての仕入税額控除の制限。

「法 60 条 4 項は、仕入控除の特例、つまり、法 30～36 条までの規定に対する特例です。国等は補助金や寄附金などの収入（特定収入）からの課税仕入れを制限するということです。たとえば、ある市が 10 億円の美術館を建設した。その 10 億円がすべて補助金か寄付金でまかなわれたとすると、建設費で支払った 10 億円に対する課税仕入れは認めないということです。」

（木村剛志他著 消費税法の考え方・読み方）

この条文は、特定収入を受ける国等の立場からの仕入税額控除の制限である。即ち支払者側のことは言っていない。

(3) 特定収入の意義

特定収入とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、非特定収入以外の収入をいいます（令75①、基通16—2—1）。

チェックポイント

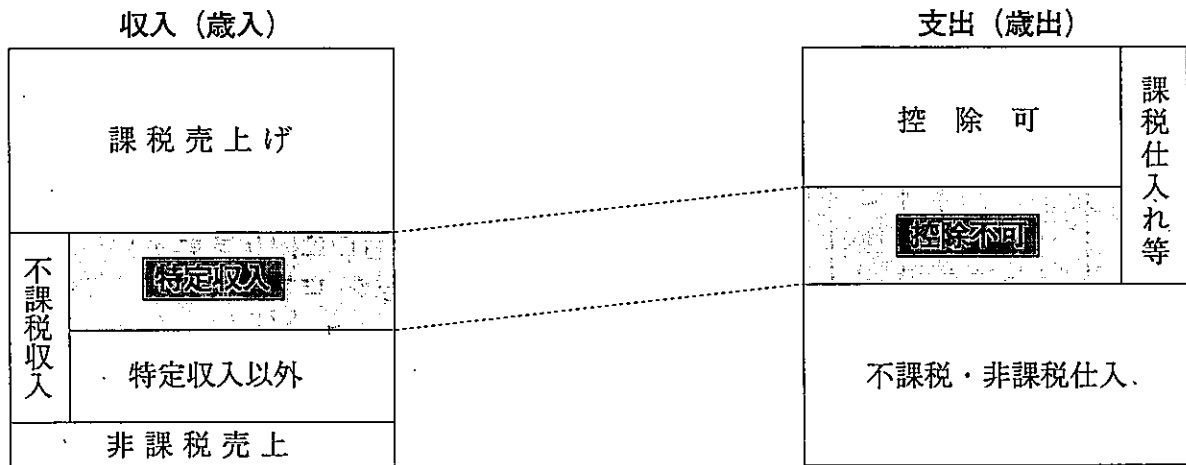
☆ 国、地方公共団体は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常、税金、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源として得ている実態にあります。

したがって、たとえ課税売上げがあっても、その価格はこのような対価性のない収入（特定収入）が恒常的に課税仕入れ等の一部を賄うことを前提として決定されることとなります。

このような特定収入によって賄われる課税仕入れは、課税売上げのコストを構成しないと考えた方が妥当といえます。言い換えれば、特定収入によって賄われる課税仕入れ等は、最終消費的な性格をもつものであり、特定収入の収受は、その費用の分担の側面にすぎないものと考えられます。

そこで、国、地方公共団体については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされています。

【調整計算のイメージ図】



イ 概要

国等の収入（収入の源泉は、国内・国外を問わない）	資産の譲渡等の対価以外の収入 （対価性のない収入）	非特定収入 （法60④・令75①）	(1) 通常の借入金等（318ページ ロ参照） (2) 出資金 (3) 預金、貯金及び預り金 (4) 貸付回収金 (5) 返還金及び還付金 (6) 次に掲げる収入 イ 法令又は交付要綱等において、次に掲げる支出以外の支出（特 することとされている収入 (イ) 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出 (ロ) 課税貨物の引取価額に係る支出 (ハ) 通常の借入金等の返済金又は償還金に係る支出 ロ 国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価 にした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされ
	資産の譲渡等の収入 （対価性のない収入）	特定収入 （法60④・令75①・②・④）	例 ① 租税 ② 補助金 ③ 交付金 ④ 負担金（対価性のないものに限ります。） ⑤ 他会計からの繰入金（対価性のないもので、国又は地方公共団体 ⑥ 寄附金 ⑦ 出資に対する配当金 ⑧ 保険金 ⑨ 損害賠償金 ⑩ 会費等（対価性のないものに限ります。） ⑪ 喜捨金等（対価性のないものに限ります。） ⑫ 特殊な借入金等（319ページ ロ参照） ⑬ その他対価性のない収入 ⑭ 通常の借入金等に係る債務免除益（令75②）
国内取引	資産の譲渡等の収入 （対価性のない収入）	課税売上げに係る収入	
		免税売上げに係る収入	
国外取引	資産の譲渡等の収入 （対価性のない収入）	非課税売上げに係る収入	
		不課税売上げに係る収入	

上記に準じて

<p>定支出) のためにのみ使用</p> <p>以外の収入の用途を明らかにしている収入</p>	<p>通常の借入金等による収入、 資本取引に係る収入</p>	<p>例 示</p>
<p>示</p>	<p>特定支出 (課税仕入れ等以外) のためにのみ使用することと される収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費補助金 ・ 利子補給金 ・ 土地購入のための補助金 ・ 下記⑫における特殊な借入金等の返済のための負担金
<p>に限りません。)</p>	<p>課税仕入れ等に係る特定収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令又は交付要綱等において、課税仕入れ等 (令75①六イ(1)・(2)・(3)) のためにのみ使用することとされている収入 ・ 国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、課税仕入れ等 (令75①六イ(1)・(2)・(3)) のためにのみ使用することとされている収入
	<p>課税仕入れ等に係る特定収入 以外の特定収入 (用途不特定の特定収入)</p>	<p>法令又は交付要綱等において用途が特定されていない対価性のない収入で、基通16—2—2を適用しても用途が特定できない収入</p>

(注) 「交付要綱等」とは、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際にこれらの者が作成したその収入の用途を定めた文書をいいます (令75①六)。

補助金等を交付する者が作成した補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書を含みます (基通16—2—2(1))。

チェックポイント

☆ 前期繰越金は、当期の収入として経理処理されている場合であっても、特定収入に該当しません。

4. 特定収入の趣旨

国等の特別会計では、租税、助成金、補助金等を収入としている。これらの収入を原資とする課税仕入れ等について仕入税額控除を行うと、その税相当額を更に助成するのと同様の状態となる。このような場合には、仕入控除税額の計算に制限を加えることとされている（法60④）

5. 対象事業者

国、地方公共団体、別表3の公共法人・公益法人及び人格のない社団等（法60④）

6. 特定収入

(1) 調整対象外収入

借入金、出資金、貸付回収金等

(2) 調整対象収入

補助金、寄付金、会費等、その他

(4) 特定収入割合

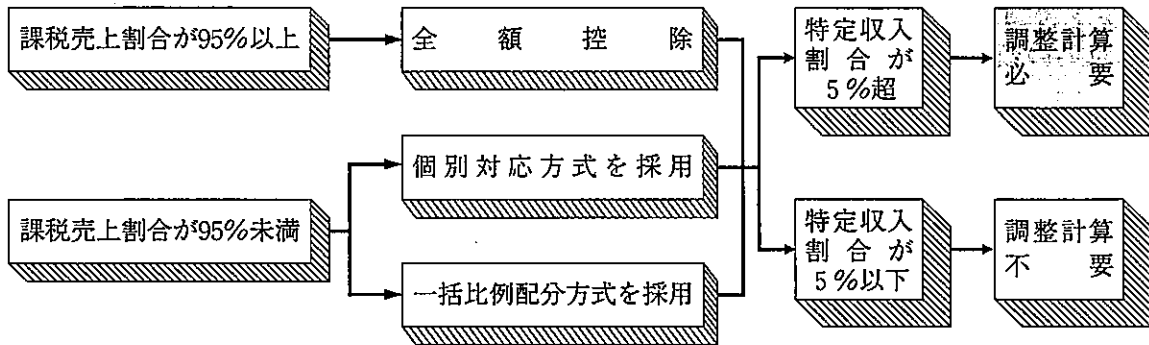
特定収入割合の計算は次のとおりです (法60④、令75③)。

(算式)

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

(5) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算

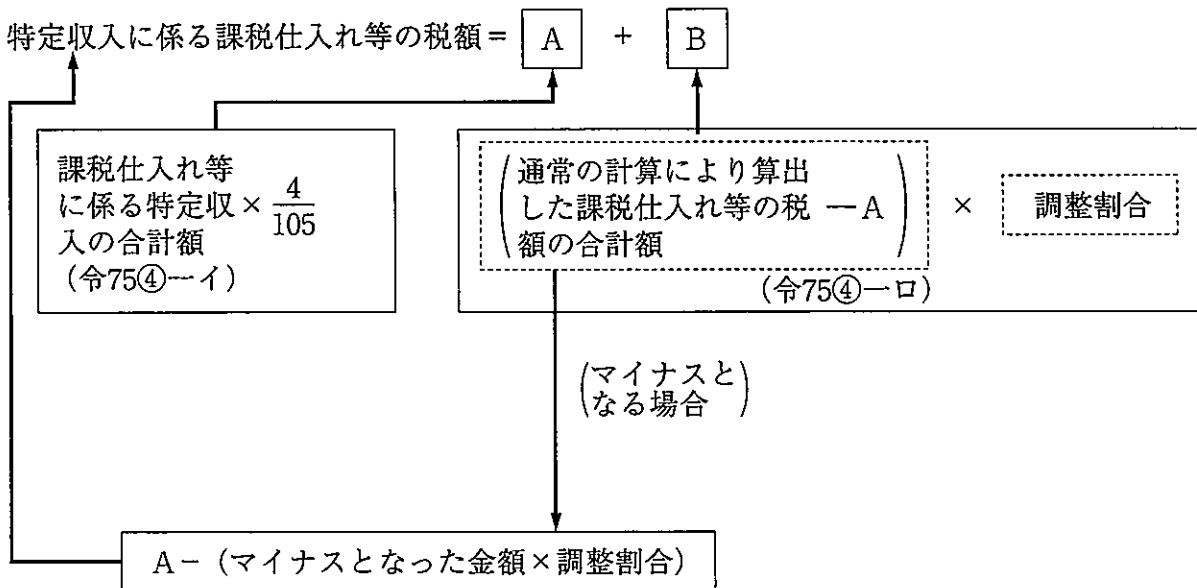
特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算の方法は次のように区分されます。



イ 課税売上割合が95%以上の場合

課税売上割合が95%以上の場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算は、次のとおりです (令75④一)。

(算式)



$$\text{調整割合} = \frac{\text{用途不特定の特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{用途不特定の特定収入の合計額}}$$

チェックポイント

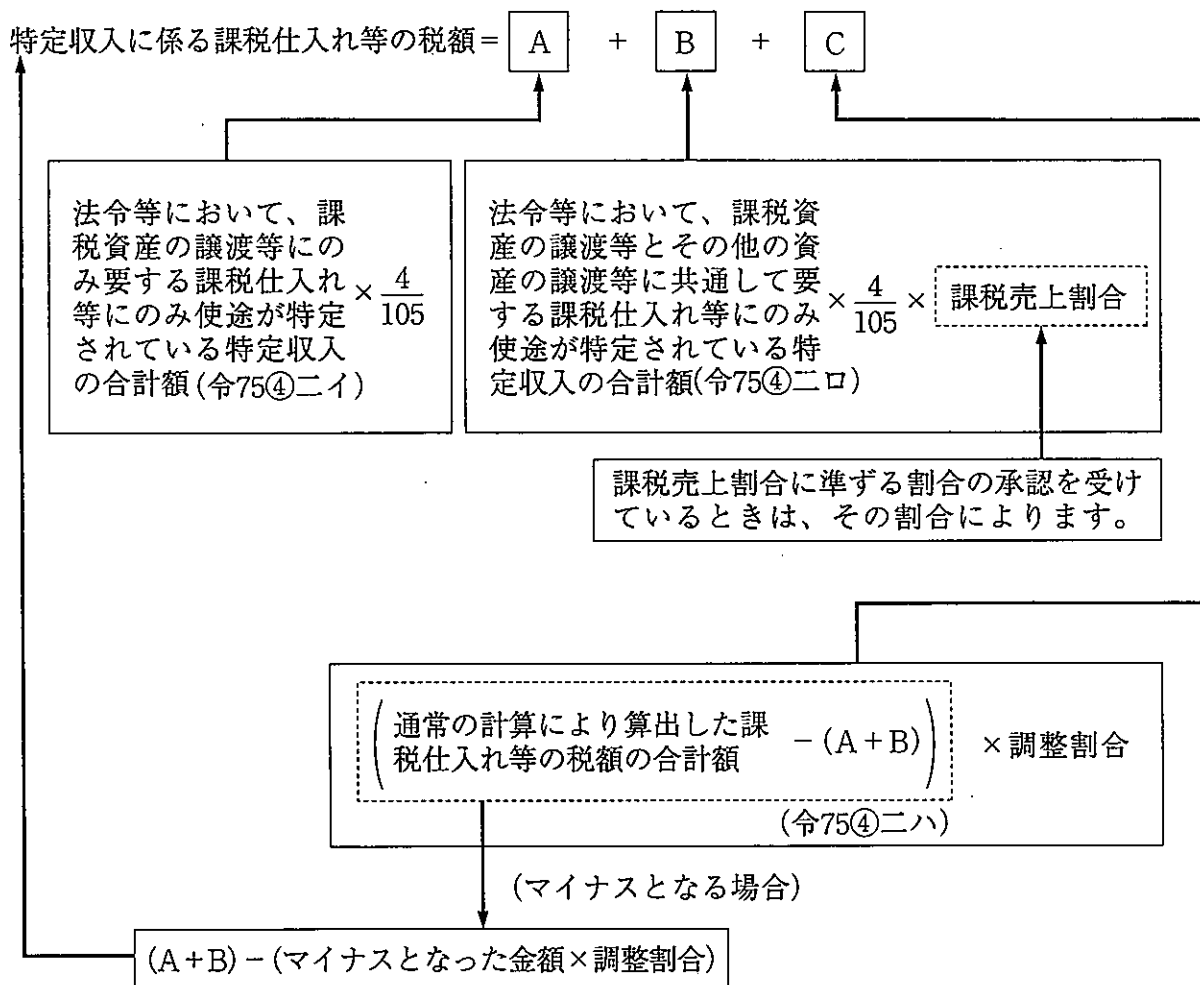
☆ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算を要するか否かについては、調整割合ではなく特定収入割合によって判定します。

したがって、調整割合が5%以下の場合であっても、特定収入割合が5%超の場合には、調整計算を行うことになります。

□ 課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算は、次のとおりです（令75④二）。

(算式)



V 消費税及び地方消費税の経理処理

1. 経理処理の方式

(1) 税込経理方式

課税所得金額に影響を与える。

税抜計算不要

交際費等は税込

(2) 税抜経理方式

課税所得金額に影響を与えない。

その都度税抜計算必要(期末一括方式も可)

2. 経理処理の選択

(1) 任意

(2) 但し、すべての取引について同一の方式を適用する

(3) 一定のグルーピングは OK

所得税法等の金額基準等について、事業者が選択した消費税等の経理処理の方法に
 関係なく判定するものは、例えば、次のようなものがあります。

42

項 目		判 定	
申告 所得 税	肉用牛の免税対象飼育牛の判定 (措法25①)	消費税等の額を 除いた金額	
	医療費控除 (所法73①)	消費税等の額 を含んだ金額	
	雑損控除 (所法72①、所令206③)		
	寄付金控除 (所法78①)		
	住宅借入金等特別控除 (措法41)		
	固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例 (所法58)		
	贈与等の場合の譲渡所得等の特例 (所法59)		
源泉 所得 税 (直法6-1通達)	給与等の収入	給与等が物品、用役により支払われる場合の 給与等の金額 (所法183)	
	非課税限度 額の判定	創業記念品 (所基通36-22)	消費税等の額 を除いた金額 (評価額) $\left(\begin{array}{c} \times \\ \frac{100}{105} \end{array} \right)$
		食事の支給 (所基通36-38の2)	
	報酬・料金 等の金額 (所法204①、 212①、③)	原 則	消費税等の額を含んだ金額
		特 例 請求書等において、報酬・料金等の額と消 費税等の額が明確に区分されている場合	消費税等の額 を除いた金額 を源泉徴収の 対象とする金 額とすること ができます。
(例示) (1) 報酬の額 200,000円 (2) 請求金額 210,000円 消費税等 10,000円 うち消費税等 10,000円 合計 210,000円 (注) 「消費税等5%を含む」又は「消費税等を含む」は、これに含まれません。			
印紙 税法 (間消3-2通達)	第1号文書、第2号文書又 は第17号文書の記載金額	原 則	消費税等の額 を含んだ金額
	第19号文書又は第20号 文書について、課税文書 の作成とみなす場合の記 載金額 (印紙税法4④)	特 例 左記文書において、消費税等の 金額が区分記載されている場合 (源泉所得税の例示を参照)	消費税等の額 を除いた金額
(参考)			
項 目		取 扱 い	
第17号文書で消費税等のみの受取書と して作成されたもの		第17号文書 (記載金額の ない受取書と なります。)	消費税等に相当する 金額が3万円未満の ものは非課税文書と なります。
第19号文書又は第20号文書について、消 費税等の金額だけが付け込まれた場合		印紙税法第4条第4項(課税文書とみ なす場合)の規定の適用はありません。	

(1) 税込経理方式

課税期間の終了後、納付すべき又は還付を受ける消費税等の額を計算し、それぞれ損金の額（又は必要経費）又は益金（又は総収入金額）の額に算入することになりますが、その計上時期は、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度（又は年）になります（直法2—1通達7・8、直所3—8通達7・8）。

43

区 分	計 上 時 期	
	納付すべき消費税等	還付を受ける消費税等
原 則	納 税 申 告 書 の 提 出 日	
更正・決定	そ の 更 正 又 は 決 定 の 日	
特 例	未払金に計上したときは、その計上日 （法人税法上は、損金経理が要件となります。）	未収入金に計上したときは、その計上日

(2) 税抜経理方式

課税期間の終了の時ににおける仮受消費税額等から仮払消費税額等（控除対象外消費税額等に相当する金額を除きます。）を控除した差額が納付すべき又は還付を受ける消費税等の額になりますので、原則として、法人税又は所得税の課税所得金額には影響がありません。ただし、事業者が簡易課税制度の適用を受けていたこと等により、上記差額と納付（還付）額が合致しない場合には、その合致しない部分の金額については、その課税期間を含む事業年度（若しくは年）の益金の額（若しくは総収入金額）又は損金の額（若しくは必要経費）に算入します（直法2—1通達6、直所3—8通達6）。

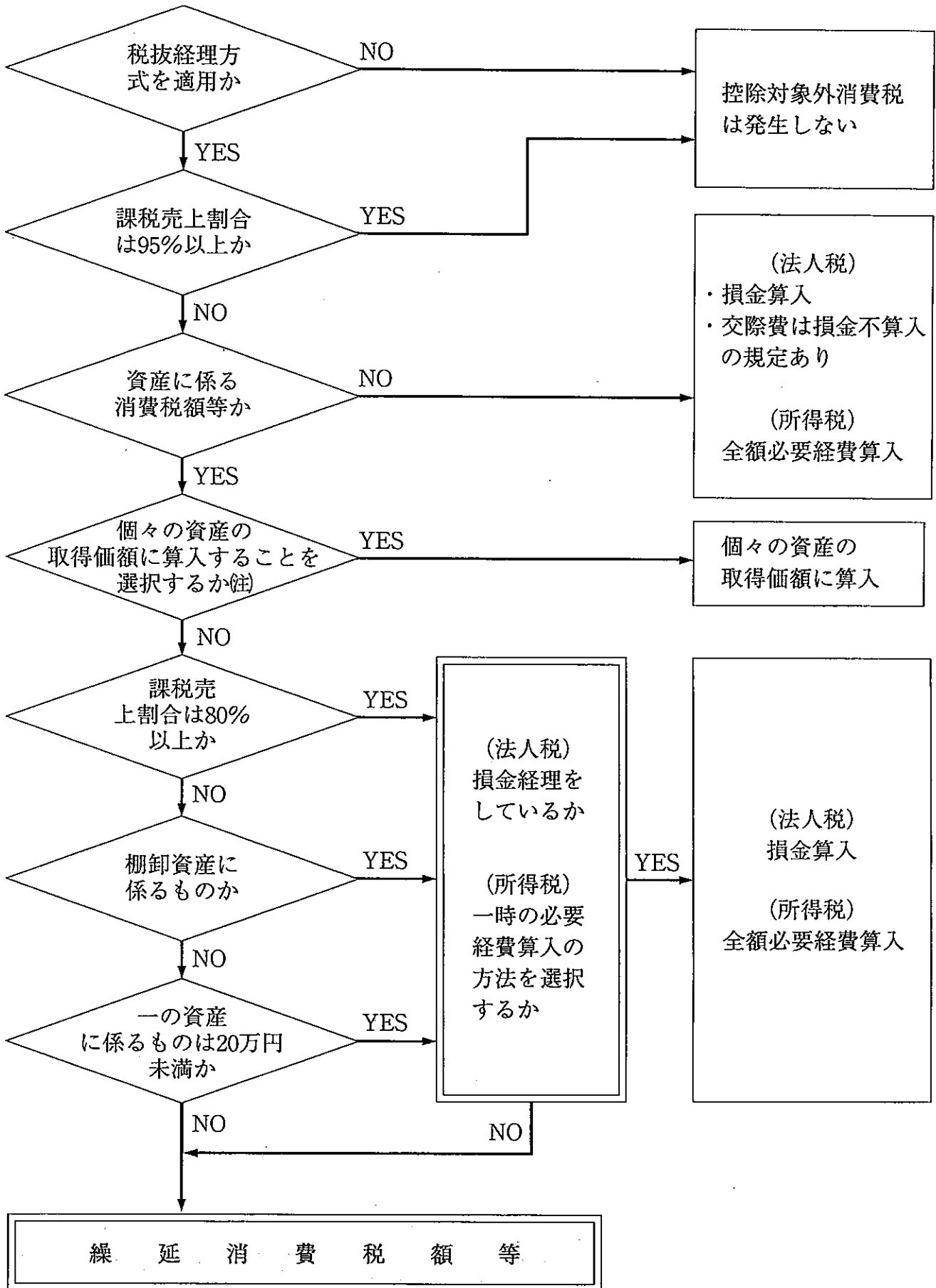
なお、所得税について、2以上の所得を生ずべき業務を行っている場合等には、次のとおり計算します。

イ 2以上の所得を生ずべき業務を行っている場合の計算

個人事業者が事業所得と不動産所得を有している場合など2以上の所得を生ずべき業務を行っている場合で、簡易課税制度の適用を受けるときは、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記(2)に準じて計算します（税込経理方式を選択している

(1) 概要

44



(注) 個々の資産ごとに選択することは認められません。

消費税法上の課税仕入れ等の税額として課税標準額に対する消費税額から控除できるのは、課税売上割合に対応する金額（課税売上割合が95%以上の場合を除きます。）に限られるため、その控除対象とされない部分の税額（「控除対象外消費税額等」といいます。）の経理処理については、法人税法上又は所得税法上、次のとおり取り扱われます。

税抜経理方式の場合は、原則として、仮受消費税等の額と仮払消費税等の額との差額が納付すべき又は還付を受ける消費税等の額とされますが、課税売上割合が95%未満の場合等には、仮払消費税等の額の一部が税額控除の対象とならず、控除対象外消費税額等としてそのまま残ります。

この控除対象外消費税額等のうち資産に係る控除対象外消費税額等については、これを「繰延消費税額等」として資産計上し、5年以上の期間で償却することとされていますが、次のとおり、一定の要件に該当する控除対象外消費税額等については、一時の損金算入又は全額必要経費として経理することが認められます（法令139の4①～③、所令182の2①～④）。

また、資産に係る控除対象外消費税額等の全額について、個々の資産の取得価額に算入する経理処理も認められます。

控 除 対 象 外 消 費 税 額 等	資 産 に 係 る も の	課税売上割合が80%以上である場合	(法人税) 損金経理を要件として損金算入 (所得税) 全額必要経費算入
		棚卸資産に係るもの	
		一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの	
	繰延消費税額等（上記のもので、損金経理による損金算入を行わなかったものを含みます。）		(法人税) 5年以上の期間で損金経理により損金算入 (所得税) 6年間で償却 （損金算入限度額については次ページ参照）
経費に係るもの		(法人税) 損金算入 ただし、交際費に係るものは、損金不算入の規定の適用があります。 (所得税) 全額必要経費算入	

(注) 税込経理方式の場合は、課税期間中の取引のすべてが消費税等の額を含んだところで経理処理されているため、法人及び個人事業者の帳簿、決算書上は何ら修正又は調整のための経理処理を行う必要はありません。

① 繰延消費税額等の生じた事業年度又は年

76

(算式)

$$\text{損金算入限度額又は必要経費算入額} = \text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{当期の月数又は業務を行っていた期間の月数}}{60} \times \frac{1}{2} \quad (\text{注})$$

(注) 初年度は、事業年度の期央又は年の中途に生じたものとみなされます。

② その後の事業年度又は年

(算式)

$$\text{損金算入限度額又は必要経費算入額} = \text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{当期の月数又は業務を行っていた期間の月数}}{60}$$

6 具体的な経理処理の方法

(1) 具体的な経理処理（課税売上割合が95%以上の事業者の場合）

区 分	仕 訳	
	税込経理方式	税抜経理方式
商品525,000円（税込み）を仕入れ、代金を買掛金とした。	(仕 入) 525,000円 (買掛金) 525,000円	(仕 入) 500,000円 (仮払消費税等) 25,000円 (買掛金) 525,000円
仕入れ商品42,000円（税込み）を返品した。	(買掛金) 42,000円 (仕 入) 42,000円	(買掛金) 42,000円 (仕 入) 40,000円 (仮払消費税等) 2,000円
商品1,575,000円（税込み）を売上げ、代金を売掛金とした。	(売掛金) 1,575,000円 (売 上) 1,575,000円	(売掛金) 1,575,000円 (売 上) 1,500,000円 (仮受消費税等) 75,000円
商品73,500円（税込み）の売上返品があった。	(売 上) 73,500円 (売掛金) 73,500円	(売 上) 70,000円 (仮受消費税等) 3,500円 (売掛金) 73,500円
売掛金157,500円（税込み）が回収不能となり、貸倒れとした。	(貸倒損失) 157,500円 (売掛金) 157,500円	(貸倒損失) 150,000円 (仮受消費税等) 7,500円 (売掛金) 157,500円
過年度にて貸倒れの処理をしてあった売掛金210,000円(税込み)につき、現金で全額回収した。	(現 金) 210,000円 (雑収入) 210,000円	(現 金) 210,000円 (雑 収 入) 200,000円 (仮受消費税等) 10,000円



グラフ

会計と経営のブラッシュアップ
平成 26 年 6 月 9 日
山内公認会計士事務所

I. グラフの活用

1. グラフに語らせる

座標のタテに体重をとり、ヨコの身長をとると、この点一つで人の大きさを読み取ることが出来る。

平均寿命の長短が、幼児死亡率の大小によることの影響もよくわかる。

グラフはいくつかの量の関係を求めたり、それから何かの規則性を発見するのに便利なものである。

2. 片対数目盛りのグラフ

一方の座標が非常に広い範囲に変化するとき、例えばスピーカーの周波数に対する音響特性を示すとき、

周波数 (ヘルツ)	50	100	400	800	1000	1550	5000
音 圧 (デジベル)	-10	-5	+2	0	0	+4	-2

この場合、最小値の原点を 10 ヘルツにとる。従って 100 ヘルツは原点より 1 単位のところ、100 ヘルツは 2 単位、1000 ヘルツは 3 単位と目盛をとる。

3. 円グラフ

4. 関数が与えられたときのグラフ

(1) グラフ用紙のヨコ軸に独立変数 (x)、タテ軸に従属変数 (y) をとる。

5. グラフの使い方

- (1) ある変化の全体的な傾向をつかむ。
- (2) ある変化の一点の状況を知りうる。

グラフを書くことによるグラフ上での発見

6. デカルトの座標

7. なめらかな線の引き方

式の仮定

最もよくつかわれる 1 次式、2 次式

$$y = ax + b \quad (\text{直線})$$

$$y = ax^2 + bx + c \quad (\text{変曲点のない曲線})$$

$$y = ac^3 + bx^2 + cx + d \quad (\text{変曲点 1})$$

各項の係数 a, b, c, \dots を変えて、点の系列に最もよく当てはめるには、最小二乗法を使う。

これは、点とこの式のズレ、つまり誤差の二重和が最小になるように係数を決めることである。

二重和をとるのは、曲線からのズレ、誤差はプラス、マイナスに出る。つまり誤差の二重和をプラスにして、これらを加えたものが最小になるような係数を決めるのがよいということである。

$y = ax + b$ のとき、 x と y についての観測点が k 組あったとすると、 a と b は連立方程式を解いて求める。

$$\sum_{i=1}^k y_i = a + \sum_{i=1}^k x_i + k + b$$

$$\sum_{i=1}^k x_i y_i = ax \sum_{i=1}^k x_i^2 + bx \sum_{i=1}^k x_i$$

II. 関数とグラフ

1. 関数（函数、function）とグラフ

関数とは、2つの変数 x と y があり、 x の値が定まると、 y の値も定まる場合に y は x の関数であるという。すなわち、 x と y の間になんらかの関係があるということである。

これを $y=f(x)$, $y=F(x)$, $y=P(x)$ などと表し、 x を独立変数、 y を従属変数という。

(1) X のとりうる値の全体を x の変域とか定義域という。

(2) 逆関数

(3) 偶関数 $f(-x)=f(x)$

(4) 奇関数 $f(x)=-f(x)$

2. 一次式とグラフ

$$y_1=ax_1+b$$

$$y_2=ax_2+b$$

$$y-y_1=a(x-x_1)、または y-y_2=a(x-x_2)$$

$$\text{故に、} \frac{y-y_1}{x-x_1} = \frac{y-y_2}{x-x_2} = a$$

たとえば、 $x_1=2, y_1=11$ $x_2=3, y_2=14$ とすると、

$$\frac{y-11}{x-2} = \frac{y-14}{x-3} \rightarrow y=3x+5 \text{ となる。}$$

3. 2次式とグラフ

$$y=ax^2+bx+c$$

$$y=-2x^2+4x+1$$

↓

$$y=ax^2$$

長さ 100m のひもがあり、このひもで囲める面積 s のグラフを描く。

いま、長方形の 1 辺を x m、他の辺を y m とすると $2(x+y)=100$, $xy=s$ となる。

ゆえに、 $s=x(50-x)=-x^2+50x$ となる。

この s と x の状況はグラフに示すと、上に凸の放物線となる。

4. 3次式以上のグラフ

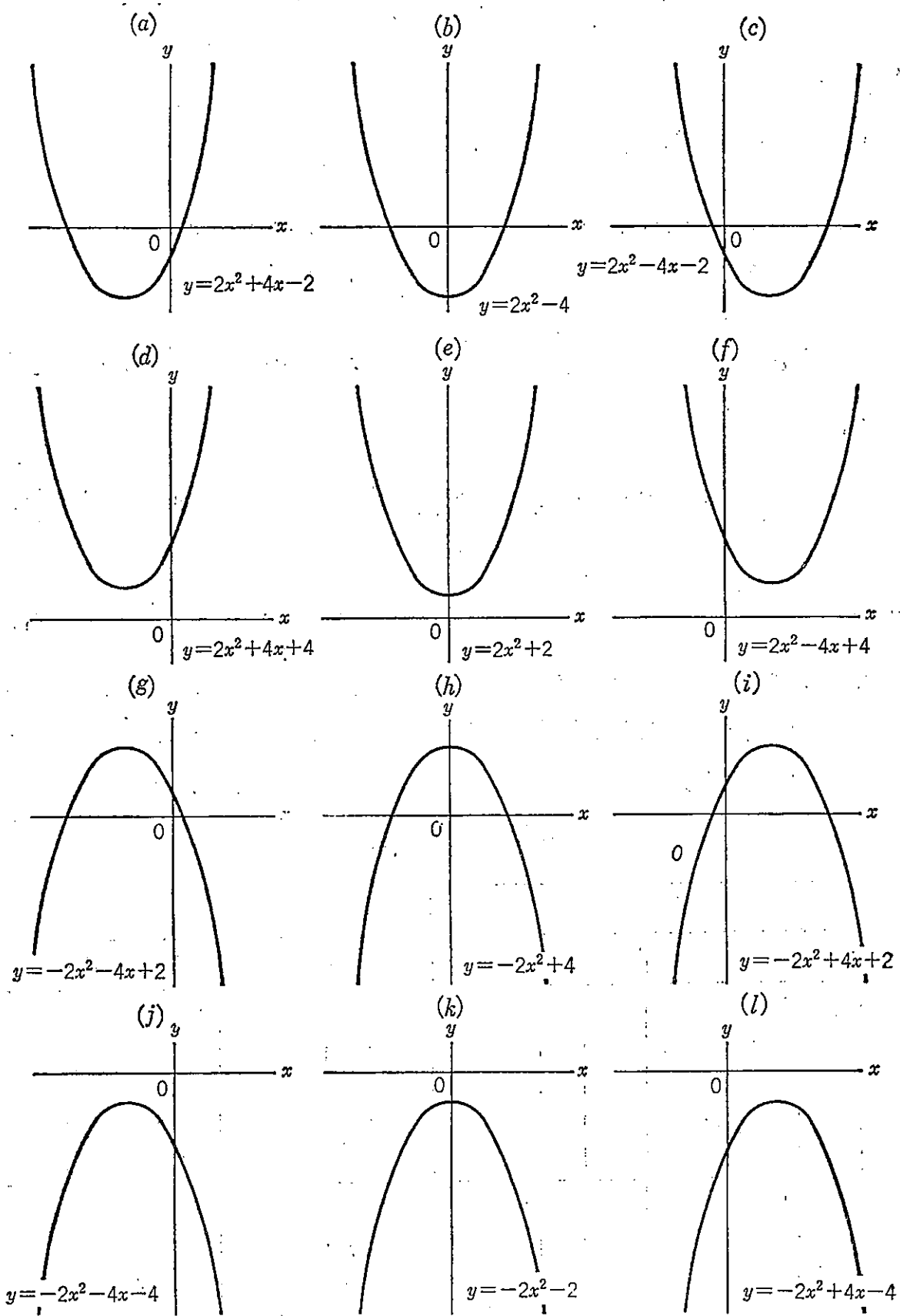
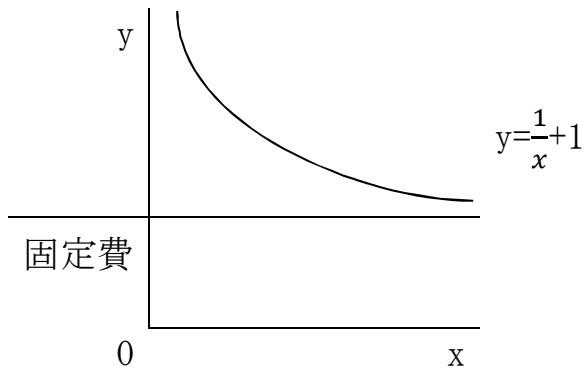


図 13 2次式のグラフ

5. $y=\frac{a}{x}+b$ のグラフ

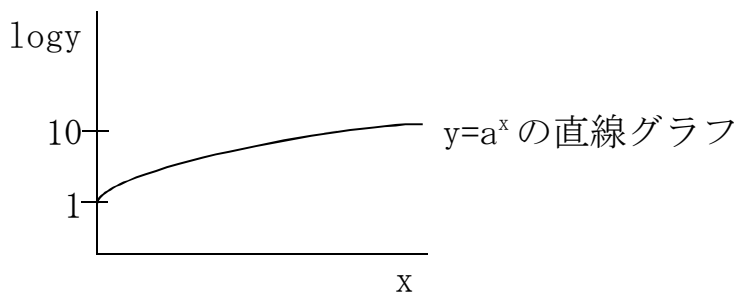
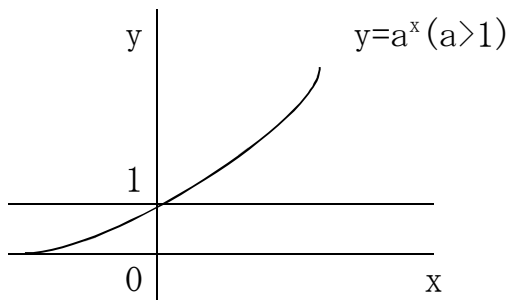
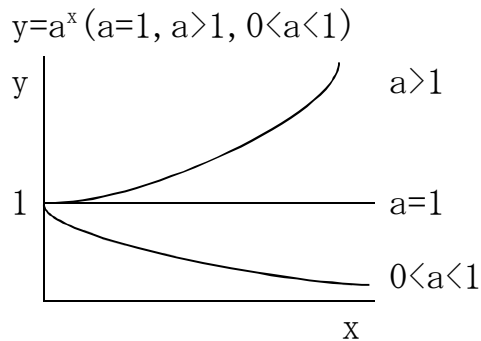
工場で物を作るとき、生産量が多くなるほど1個のコストは安くなる。それは原価が固定費と変動費から成り立っているからである。

1個のコストは生産量に逆比例する部分と生産量に無関係の部分の和となる。



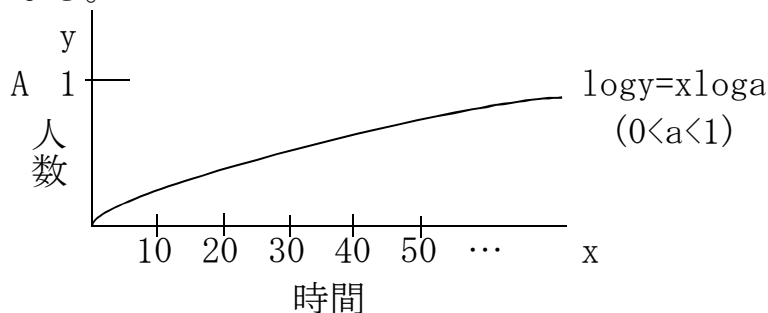
もし生産量がある程度以下となると1個当りのコストは非常に高くつくことになる。このグラフは、直線ではないが、 x がある程度大きくて、 x の変化範囲が小さいところでは直線とみなして問題を解くことが多い。(損益分岐点分析)

6. $y=a^x$ のグラフ



このグラフを直線化するには、 y 軸を対数で目盛ればよい。すなわち、 $y=a^x$ は両辺の対数をとると $\log y = x \log a$ となり直線化される。

関数 $y=a^x$ の拡張したものに、 $y=1-a^x$ がある。 $y=1-a^x$ は、このグラフは $x=0$ のとき $y=0$ で、 $x=\infty$ のときには、 a が 1 より大きいと、 y は $-\infty$ となる。また、 a が 1 より小さいと ($0<a<1$)、 y は 1 に限りなく近づき、飽和状態となる。



$y=1-a^{-x}$ 、 $y=1-a^2$ といった形の式は、自然現象にしばしばあらわれてくる。特に a が定数 e (2.71828-) である場合が多い。

例えば、バスに人が乗り込むときに、乗数と時間との関係は

$$y=A(1-e^{-at})$$

y は乗り込んだ人数、 A はバスの最大収容人員

7. $y=a^x$ のグラフ

あるものが増加したり、減少したりする場合、単位時間における増加量または減少量が、存在する量に比例するときは、時間的に量が変化する。その状況は、 $y=A(1-e^{at})$ となる。

8. $y=\log a^x$

9. $y=\sin x, y=\cos x$

10. 曲全体曲線

- ① 円 $(x-a)^2+(y-b)^2=r^2$
- ② 放物線 $y^2=ax$
- ③ 長円 (楕円) $\frac{x^2}{a^2}+\frac{y^2}{b^2}=1$
- ④ 双曲線 $\frac{x^2}{a^2}-\frac{y^2}{b^2}=1$

2本の交わる直線、円、楕円、放物線、双曲線といわれるものは、まったく別のものではなく、円錐の切り方という目で見ると、一つの家族からでた兄弟姉妹であるといえる。